

## 別表①

## 特別養護老人ホーム美土里荘 利用料金表(30日分)

令和1年10月1日以降

多床室料金		所得段階1	所得段階2	所得段階3	所得段階4	2割負担	3割負担	
		食費 300 円 居住費 0 円	食費 390 円 居住費 370 円	食費 650 円 居住費 370 円	食費 1,531 円 居住費 855 円	食費 1,531 円 居住費 855 円	食費 1,531 円 居住費 855 円	
要介護度1		29,380 円	43,180 円	50,980 円	91,960 円	112,339 円	132,719 円	
日額	基本料金							559 単位
	看護体制加算 I 口							4 単位
	夜勤職員配置加算 I 口							13 単位
	日常生活継続支援加算 I							36 単位
月額	介護職員処遇改善加算 I	1,524 単位						
	介護職員等特定処遇改善加算 I	496 単位						
要介護度2		31,644 円	45,444 円	53,244 円	94,224 円	116,868 円	139,512 円	
日額	基本料金							627 単位
	看護体制加算 I 口							4 単位
	夜勤職員配置加算 I 口							13 単位
	日常生活継続支援加算 I							36 単位
月額	介護職員処遇改善加算 I	1,693 単位						
	介護職員等特定処遇改善加算 I	551 単位						
要介護度3		33,975 円	47,775 円	55,575 円	96,555 円	121,530 円	146,505 円	
日額	基本料金							697 単位
	看護体制加算 I 口							4 単位
	夜勤職員配置加算 I 口							13 単位
	日常生活継続支援加算 I							36 単位
月額	介護職員処遇改善加算 I	1,868 単位						
	介護職員等特定処遇改善加算 I	608 単位						
要介護度4		36,239 円	50,039 円	57,839 円	98,819 円	126,059 円	153,298 円	
日額	基本料金							765 単位
	看護体制加算 I 口							4 単位
	夜勤職員配置加算 I 口							13 単位
	日常生活継続支援加算 I							36 単位
月額	介護職員処遇改善加算 I	2,037 単位						
	介護職員等特定処遇改善加算 I	663 単位						
要介護度5		38,471 円	52,271 円	60,071 円	101,051 円	130,521 円	159,992 円	
日額	基本料金							832 単位
	看護体制加算 I 口							4 単位
	夜勤職員配置加算 I 口							13 単位
	日常生活継続支援加算 I							36 単位
月額	介護職員処遇改善加算 I	2,204 単位						
	介護職員等特定処遇改善加算 I	717 単位						

※ 上記金額は30日間で計算しているため、月によって多少変動します

※ 上記金額は基本の加算料金を含めた額になっています。別途、必要に応じ加算を算定した場合には金額が変動します

## ◆各種加算のご案内

名称	単価	摘要
日常生活継続支援加算 I	36単位 / 日	新規利用者のうち一定要件を満たす方が一定割合以上、または介護福祉士資格者が常勤換算で一定数以上いる場合に加算します
看護体制加算 I 口	4単位 / 日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算します(入所定員51人以上)
夜勤職員配置加算 I 口	13単位 / 日	夜勤帯の介護・看護職員が基準を1人以上上回っている場合に加算します
初期加算	30単位 / 日	初めて入所された日、もしくは一か月以上入院後に再度入所した場合、30日間に限り加算します
若年性認知症受入加算	120単位 / 日	若年性認知症と診断された方に対してサービス提供を行った場合に加算します
介護職員処遇改善加算 I	所定単位の8.3%	各加算を含むサービス費合計(月額)に8.3%を乗じた額を加算します。そのため、月額の利用日数や加算状況に応じ金額が変動します
特定介護職員処遇改善加算 I	所定単位の2.7%	各加算を含むサービス費合計(月額)に2.7%を乗じた額を加算します。そのため、月額の利用日数や加算状況に応じ金額が変動します
外泊時費用	246単位 / 日	外泊された際に基本料金に替えて算定します。ただし、不在時にベッドを他利用者のショートステイに使用した場合は算定いたしません
口腔衛生管理体制加算	30単位 / 月	口腔衛生に係る計画書を作成し、歯科医師または歯科衛生士から月1回以上指導・助言を受けた場合に加算します

## 別表②

## 特別養護老人ホーム美土里荘 利用料金表(30日計算)

令和1年10月1日 以降

個室料金		所得段階1	所得段階2	所得段階3	所得段階4	2割負担	3割負担
		食費 300 円 居住費 320 円	食費 390 円 居住費 420 円	食費 650 円 居住費 820 円	食費 1,531 円 居住費 1,171 円	食費 1,531 円 居住費 1,171 円	食費 1,531 円 居住費 1,171 円
要介護度1							
日額	基本料金	559 単位					
	看護体制加算 I 口	4 単位					
	夜勤職員配置加算 I 口	13 単位					
	日常生活継続支援加算 I	36 単位					
月額	介護職員処遇改善加算 I	1,524 単位					
月額	介護職員等特定処遇改善加算 I	496 単位					
要介護度2							
日額	基本料金	627 単位					
	看護体制加算 I 口	4 単位					
	夜勤職員配置加算 I 口	13 単位					
	日常生活継続支援加算 I	36 単位					
月額	介護職員処遇改善加算 I	1,693 単位					
月額	介護職員等特定処遇改善加算 I	551 単位					
要介護度3							
日額	基本料金	697 単位					
	看護体制加算 I 口	4 単位					
	夜勤職員配置加算 I 口	13 単位					
	日常生活継続支援加算 I	36 単位					
月額	介護職員処遇改善加算 I	1,868 単位					
月額	介護職員等特定処遇改善加算 I	608 単位					
要介護度4							
日額	基本料金	765 単位					
	看護体制加算 I 口	4 単位					
	夜勤職員配置加算 I 口	13 単位					
	日常生活継続支援加算 I	36 単位					
月額	介護職員処遇改善加算 I	2,037 単位					
月額	介護職員等特定処遇改善加算 I	663 単位					
要介護度5							
日額	基本料金	832 単位					
	看護体制加算 I 口	4 単位					
	夜勤職員配置加算 I 口	13 単位					
	日常生活継続支援加算 I	36 単位					
月額	介護職員処遇改善加算 I	2,204 単位					
月額	介護職員等特定処遇改善加算 I	717 単位					

※ 上記金額は30日間で計算しているため、月によって多少変動します

※ 上記金額は基本の加算料金を含めた額になっています。別途、必要に応じ加算を算定した場合には金額が変動します

## ◆各種加算のご案内

名称	単価	摘要
日常生活継続支援加算 I	36単位 /日	新規利用者のうち一定要件を満たす方が一定割合以上、または介護福祉士資格者が常勤換算で一定数以上いる場合に加算します
看護体制加算 I 口	4単位 /日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算します(入所定員51人以上)
夜勤職員配置加算 I 口	13単位 /日	夜勤帯の介護・看護職員が基準を1人以上上回っている場合に加算します
初期加算	30単位 /日	初めて入所された日、もしくは一か月以上入院後に再度入所した場合、30日間に限り加算します
若年性認知症受入加算	120単位 /日	若年性認知症と診断された方に対してサービス提供を行った場合に加算します
介護職員処遇改善加算 I	所定単位の8.3%	各加算を含むサービス費合計(月額)に8.3%を乗じた額を加算します。そのため、月額の利用日数や加算状況に応じ金額が変動します
特定介護職員処遇改善加算 I	所定単位の2.7%	各加算を含むサービス費合計(月額)に2.7%を乗じた額を加算します。そのため、月額の利用日数や加算状況に応じ金額が変動します
外泊時費用	246単位 /日	外泊された際に基本料金に替えて算定します。ただし、不在時にベッドを他利用者のショートステイに使用した場合は算定いたしません
口腔衛生管理体制加算	30単位 /月	口腔衛生に係る計画書を作成し、歯科医師または歯科衛生士から月1回以上指導・助言を受けた場合に加算します

◆所得段階のご案内

利用者負担段階 (所得段階)	対象者	食費 (1日あたり)	居住費(1日あたり)	
第1段階	世帯全員が市町村民税を課税されていない方で、 老齢福祉年金を受給されている方。 生活保護等を支給されている方。	300円	0円	320円
第2段階	世帯全員が市町村民税を課税されていない方で、 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。	390円	370円	420円
第3段階	世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市町村民税を課税されていない方で第2段階以外の方。	650円	370円	820円
第4段階	上記以外の方	1,380円 +消費税	855円	1,171円

※ 第4段階の方の食費には消費税が加算されます。消費税率が変更になった場合は変更させていただきます  
 ※ 外泊・入院された際の居住費については、他利用者による居室利用がない場合にお支払い頂きます

◆負担割合のご案内

当事業所のサービス利用料は、法定介護報酬単位数に単価(当地域は1単価10円)を乗じた額となっております。そのうち、ご利用者の負担割合に応じた額をお支払い頂きます。負担割合は下記の要件により認定されます。

負担割合	要件
1割負担	以下に当てはまらない場合
2割負担	合計所得が160万円以上で、単身世帯は年金とその他の所得の合計が280万円以上(年金収入のみの場合は280万円以上相当)の場合、夫婦世帯は年金とその他の所得の合計が346万円以上の場合
3割負担	合計所得が220万円以上で、単身世帯は年金とその他の所得の合計が340万円以上(年金収入のみの場合は344万円以上相当)の場合、夫婦世帯は年金とその他の所得の合計が463万円以上の場合  または介護保険料の未納期間があり、納期限を2年以上滞納したため自己負担金額が3割に引き上げられた場合

◆その他の費用のご案内

持ち込み家電	冷蔵庫	500円 / 月	家電製品を持ち込んで居室内でご利用いただくことが可能です。ただしその場合、電気代として所定の金額を頂戴いたします。料金は毎月のサービス利用料と併せて請求いたします。
	テレビ	300円 / 月	
	電気毛布	300円 / 月	
散髪代		1,500円/回	月1回、散髪の機会を設けています(概ね第1月曜日)。希望に応じ、施設内で散髪をすることが可能です。その場合、所定の料金を頂戴します。料金は毎月のサービス利用料と併せて請求いたします。
入院時の居住費について	退院後、施設に戻られるまでのベッド確保の観点から、入院中でも居住費を頂戴いたします。外泊時費用算定期間中は各所得段階に応じた居住費、外泊時費用算定期間を過ぎましたら基準額(1日855円)となります。ただし、ベッドをショートステイに使用した場合は算定いたしません		
特別室利用料金		200円 / 日	個室のうち、特別室をご利用の場合1日あたり200円をご負担いただきます。
退所時等 相談援助加算	退所前訪問相談援助	460単位 / 回	介護支援専門員が退所後の居宅を訪問し、退所後サービスの相談援助を行った場合に加算します
	退所後訪問相談援助	460単位 / 回	退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合に加算します
	退所時相談援助	400単位 / 回	退所後の相談援助を行い、市町村・老人介護支援センターに情報提供した場合に加算します
	退所前連携	500単位 / 回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供・サービス調整を行った場合に加算します